

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、大成産業株式会社（所在地 青森県青森市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 7 月 4 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 ０２５－３７０－６６４７（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 ０２５－３７０－６６５０（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
大成産業株式会社	青森県青森市大字浜田字玉川 2 6 2 - 9

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 7 月 4 日～令和 7 年 10 月 3 日（3 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が上記有資格業者が下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和 7 年 4 月 2 6 日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 措置理由

上記 4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 4 号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヲ月以上 9 ヲ月以内 1 ヲ月以上 3 ヲ月以内